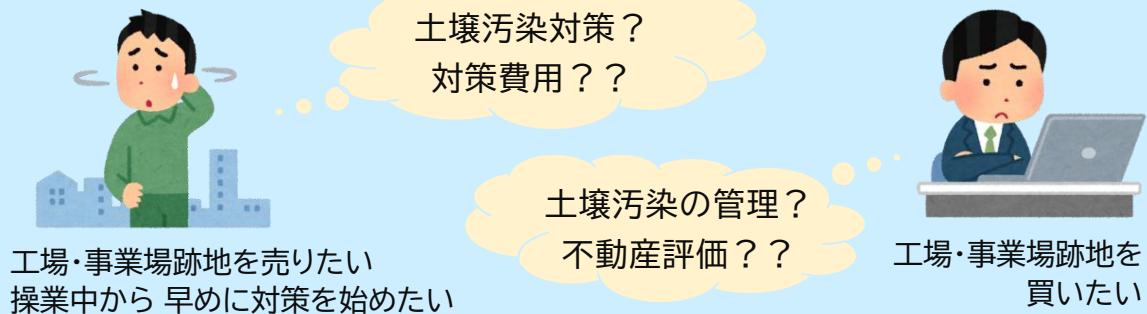


工場跡地等における持続可能な土壤汚染対策支援事業のご案内

中小企業の工場・事業場跡地を売りたい・買いたい方
操業中の事業場で将来に備え早めの対策を考えている方

工場の土地・工場跡地での 掘削除去による 土壤汚染対策 技術・費用の双方から 支援します！



土地利用転換アドバイザーに相談してみませんか？
土壤汚染対策の専門家や不動産鑑定士が訪問します
技術・費用の支援メニューを用意しています

- 土壤汚染を残して土地を活用する場合の **被覆盛土費用**
- 一定濃度を超える汚染地での **地下水汚染拡大防止技術の実証費用**



東京都から補助金が受けられます

まずはお問い合わせください！

東京都環境局 土壤地下水汚染対策担当
電話 03-5388-3456

「**土地利用転換アドバイザーについて**」
とお伝えください



操業中の事業場でも
お申込みできます！！



詳しくは
環境局HPでも
ご紹介しています

1 土地利用転換アドバイザー派遣【技術支援】無料

中小事業者が東京都内に設置した工場（**操業中・廃止後 どちらでも**）に専門知識を持ったアドバイザーが訪問し、助言します

- 法令で求められる対策
- 掘削除去によらない土壤汚染対策
- 狭あい地での対策技術
- 汚染土壤を管理しながらの土地活用
- 土壤汚染がある土地の 不動産評価の考え方

2 被覆盛土支援【補助金】 土壤汚染を残したまま 土地を利活用！

工場跡地で 次の条件に該当する場合、施工費用 を支援します

条件	① 土地利用転換アドバイザー を利用している ② 都・区・市に 土壤汚染状況調査結果の報告書 を提出している ③ 900 平方メートル以下の土地 ④ 法の形質変更時要届出区域 または 条例の要管理区域 ※
対象者	上記の土地を購入した者・返還を受けた者（事業を行っていた者は対象外）
補助金額	土壤汚染を残して被覆盛土をする土地 1 m³ につき 4,445円

※ 土壤汚染は確認されたが 健康被害が起こるおそれがないので、除去等の措置が求められない区域

3 地下水汚染拡大防止技術支援【補助金】

一定濃度を超える土壤汚染・地下水汚染（**操業中・廃止後の土地 どちらでも**）に、認定された技術で対策の実証を行う場合、その対策実証費用を支援します

条件	① 土地利用転換アドバイザー を利用している ② 都・区・市に 土壤汚染状況調査結果の報告書 を提出している ③ 地下水汚染拡大防止区域※ 相当の土地
対象者	上記の土地の所有者・管理者・占有者 上記の土地を購入した者 等
対策方法	地下水汚染拡大防止技術評価委員会で認定された技術 で施工
補助金額	対策実証費用 最大 3,000万円

※ 一定濃度を超える土壤汚染又は地下水汚染がある区域

支援の流れ

